

2015 Autumn No.1
.....

創刊号

森林保険だより



イメージキャラクター
マモルくん

INDEX

創刊のご挨拶／森林保険センターの紹介	2
創刊にあたり／創刊によせて	3
「加入してよかった森林保険」桐生市の事例	4
森林保険の概要／Q&A	5
森林組合連合会・森林組合からのたより	6
研究者からのたより	7



長野県平谷村

「加入してよかった!森林保険」



「森林保険だより」 創刊のご挨拶



国立研究開発法人
森林総合研究所
理事長 沢田 治雄

「森林保険だより」の創刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

森林保険制度は昭和12年の制度発足以来、長きにわたり国営で運営されて参りましたが、昨年4月に成立した「森林国営保険法等の一部を改正する法律」に基づき、国立研究開発法人森林総合研究所が、国から引き継ぎ、本年4月に森林保険センターを設置し、保険業務を開始しました。

研究所としましては、森林保険センターを高い専門性を有し、効率的な保険運営ができる組織とするため、林野庁、民間保険会社、森林組合系統から最適任者に出向していただいたほか、研究所の森林整備センターからも職員を配置したところです。

また、研究所という強みを活かして、災害に係る研究分野との連携など、研究所内のシナジー効果も発揮できると考えております。国の施策と連携しつつ、国

から研究所に移管された効果を目に見え
る形で示すことができるよう、取り組
んで参ります。

他方、森林保険制度を安定的、永続的に運営していく上では、加入率の向上が喫緊かつ重要な課題です。森林保険センターは、森林組合系統の方々とともに森林保険の重要性について、広く森林所有者の皆様にご理解いただけますよう取り組み、今後とも林業経営の安定や災害跡地の早期復旧に貢献して参りたいと考えております。引き続き、都道府県、市町村、林業関係団体等の皆様方のお力添えをお願い申し上げます。

森林保険が今まで以上に良い制度となり、より多くの森林所有者の皆様にご利用されるように精一杯頑張っていく所存でございますので、皆様方からの、これまでと変わらぬご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

森林保険センターの紹介

平成27年4月1日に森林総合研究所の新たな組織として設立した森林保険センターは、神奈川県川崎市に事務所を置き、2部4課1室の組織体

制で、保険業務をスタートいたしました。

長い年月をかけて森林を育成する林業経営は、事前の予測が困難な自然災害の危険を常に抱えております。特に近年は集中的な豪雨が頻発するなど異常気象への備えも重要性を増しています。森林保険は、森林所有者の皆様が災害に備える唯一のセーフティネット手段として、被災による経済的損失を補てんすることによる林業経営の安定に貢献するとともに、被災地の早期復旧による森林の多面的機能の維持にも大きな役割を果たすものです。

新たな森林保険は、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災の8つの災害に対応します。

大きな災害が発生し、保険金の支払いが多くなった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運営されますので、これまでの国営保険と同様に安心してご加入いただけます。

また、これまでの森林国営保険での契約は、同じ契約内容で自動的に森林保険センターに引き継がれたところであり、森林保険の申込や保険金のご請求についても、これまでと同様に森林組合連合会、森林組合で受付いたします。

森林保険センターでは、「加入してよかった！森林保険」を合い言葉に森林保険制度が広く普及するようサービスの向上に取り組んで参ります。森林所有者の皆様におかれましては万が一の被災に備え持続的な森林づくりに安心して取り組めるよう、是非ご加入ください。



季刊誌「森林保険だより」の創刊にあたり



林野庁長官 今井 敏

「森林保険だより」の創刊について、誠にお慶び申し上げます。

森林保険制度は、昭和12年の制度発足以来約80年の歴史をもった制度で、これまで、森林の火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災による損害のてん補を通じ、我が国の森林資源の維持と林業経営の安定に貢献してきました。

森林の育成は超長期を要するため、その間様々な災害を受けやすくなります。多大な努力をもって造成した造林地がひとたび被災すると、森林所有者の皆様に経済上の損失を与えるばかりでなく、森林の公益的機能に大きな影響を与えることとなるため、災害による損失の合理的な補てんを通じて林業の再生産を促し、森林を健全な状態に維持することが重要であり、森林保険制度は大きな役割を果たしてきました。

本年4月「森林国営保険法等の一部を改正する法律」が施行され、保険者が国

から国立研究開発法人森林総合研究所（森林保険センター）に移管されましたが、法に基づく公的保険制度であることに変わりはなく、森林の多面的機能の持続的発揮や森林所有者の皆様の林業経営の安定を確保するために不可欠な制度です。

近年、林業生産活動が低迷する中で、森林の維持管理は難しくなっています。特に、地球温暖化等により異常気象は増加する傾向にあり、山地災害の発生リスクが今後一層高まることが懸念されています。このような状況下で、被災地での再造林を促し、森林を育むことに貢献する森林保険制度の重要性はますます高まっています。

林野庁では、より多くの森林所有者の皆様がこの森林保険制度についてご理解をいただき、より多くの皆様に利用してもらうため、森林保険センターと連携して、制度の企画立案や普及に取り組んで参りますので、皆様の一層のご支援・ご協力をお願い致します。

森林保険「季刊誌」創刊によせて



全国森林組合連合会
代表理事会長 佐藤 重芳

国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センターの季刊誌創刊、誠におめでとうございます。

4月1日から、貴センターが元受となり、各都道府県森林組合連合会及び全国の森林組合が窓口機関を担う、新たな森林保険制度がスタートしました。新制度のスタートにあたっては、全国森連会長会議、全国森林組合代表者大会の決議に沿って、47会員はじめ全国すべての森林組合において組織決定をいただき、森林組合系統が揃って新たな森林保険制度の実行体制を確立することが出来ましたことと、貴センターには、森林保険への森林組合系統の業務運営等に多大のご尽力をいただくとともに、ご理解、ご支援を賜っていることに対し、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、一方で大きな課題もあります。加入率の低下です。「森林所有者の支援に繋がる森林保険の運営、推進等に系統

事業として一体となって取り組む」との大会決議の下、系統全組織で取組を開始しました。森林所有者にとって重要な保険制度が安定的・永続的に行われていくためには、何としても早急に加入率を高め、全国の森林所有者がみんなで自然災害リスクに備える最善の制度としてその普及を進めなければなりません。

いま森林組合では“提案型集約化施業”に取り組み、小規模所有者の経営委託を急速に拡大しています。まずは、組合が経営委託を受けたこの団地について加入を強力に進めることが重要であると考えています。

結びに、森林保険センターの更なるご発展と、関係者の皆様の今後益々のご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、季刊誌創刊へのお祝いのことばといたします。

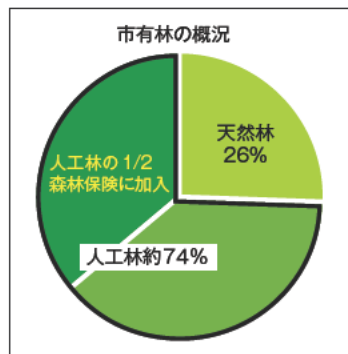
「加入してよかった森林保険」～桐生市の事例～ 群馬県桐生市産業経済部林業振興課

1. 市有林の概況

桐生市と言えば織物の街として名を馳せ、桐生織は西の西陣、東の桐生と並び称される程の高品質の織物を産出しています。

桐生市は群馬県の東部に位置し、その地形は平成の市町村合併により、みどり市を挟んだ飛び地となっています。桐生市の総面積は27,457ヘクタール、うち森林の面積は19,903ヘクタールと市の総面積の約72%を占め、森林のうち約61%がスギ、ヒノキの人工林となっております。

また、市有林の概況は図のとおりとなっており、市内の桐生広域森林組合と隣接市のわたらせ森林組合両組合と連携し、維持管理を行っております。



2. 森林保険加入の状況

市有林の人工林633ヘクタールのうち、約48%にあたる約307ヘクタールについて保険に加入しています。

3. 火災の概要

桐生市では近年2度の大規模林野火災が発生しました。はじめは平成25年5月に菱町西ノ入において、約9ヘクタールの森林が焼失しました。復旧作業のうち被災木の伐採・搬出は市で実施し、再造林は群馬県森林・緑整備基金を活用して行いました。

その翌年、平成26年4月には菱町黒川ダム付近で山火事が発生し、一週間以上にわたって燃え続け、桐生市の市有林143ヘクタールを含めた191ヘクタールと足利市の72ヘクタールが焼失し、群馬県における戦後最大規模の林野火災となりました。

桐生市では市有林の約17%が焼失しましたが、翌月の5月には、県環境森林部、桐生森林事務所、森林組合連合会、森林組合、市・市消防本部による延べ71名による森林保険支払いのための損害調査が実施され、市が受け取った森林保険金額は約1億1千万円となり、市の森林を失った経済的損失を速やかに補てんすることができました。

この市有林の度重なる災害により、森林保険の大切さを

再認識し、平成27年からは付保率をこれまでの30%から60%に引き上げ、継続加入することといたしました。

4. その後の復旧

復旧計画は大規模な災害であることから、5ヵ年計画で被災木の伐採・搬出を行い、その後、被災地の中央を流れる一色沢西側の市有林90ヘクタールを水源林造林事業(国立研究開発法人森林総合研究所)による分収林契約を締結し、森林復旧を行うこととなりました。

また東側の市有林約33ヘクタールは、群馬県が治山事業及び保安林整備事業により、5ヵ年計画での伐採・地替え・造林の復旧作業を予定しています。

こうして復旧のめどが立ったところですが、林野火災の消火活動にあたり、消防、消防団併せて573人が出動、車両125台、7県の防火ヘリ(群馬、栃木、茨城、埼玉、山梨、新潟、福島)と自衛隊ヘリの動員など、多くの関係者、団体に物資両面でご協力をいただきましたことに対し改めて感謝しているところです。

5. 森林保険へのメッセージ

森林保険は林野火災をはじめ気象災、噴火災に対応し、再造林を確保するためのセーフティネットとして重要な役割を果たしております。平成27年4月からは、森林国営保険法等の一部を改正する法律が施行となり、森林国営保険の名称から「国営」が抜けましたが、公的保険としての位置づけ等は変わらないと聞いています。

当市も、森林保険に対する長年の信頼と実績は揺るぎないものとして、引き続き加入継続をしていきたいと考えています。

さらに、加入率が低調といわれる一般民有林所有者に対しては、今回の実例を挙げながら、森林保険加入の重要性を啓発していきたいと考えています。



——「山火事跡地の緑の再生」シンポジウムのお知らせ——

平成26年4月に群馬県桐生市を中心に発生した山火事は、近年における我が国最大規模の被害を及ぼし、関係機関による復旧が始められたところです。

国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターでは、これを契機として、「山火事跡地の緑の再生」をテーマとするシンポジウムを下記のとおり開催します。

記

- 開催日時：平成27年11月17日(火) 13:00～17:00(入場無料、事前申込不要)
- 場 所：群馬県公社総合ビル ホール(群馬県前橋市大渡町1-10-7)
- 内 容：桐生山火事の消防活動、復旧対策に関する報告の他、研究者による講演等を予定

【お問い合わせ先】 国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター
関東整備局 総務課 毛谷村 044-542-5545

森林保険の概要

森林保険は、ご加入いただいた森林が被災した場合、ご契約内容に応じてその損害を補てんする制度であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段として、林業経営の安定、被災地の早期復旧に大きな役割を果たしています。

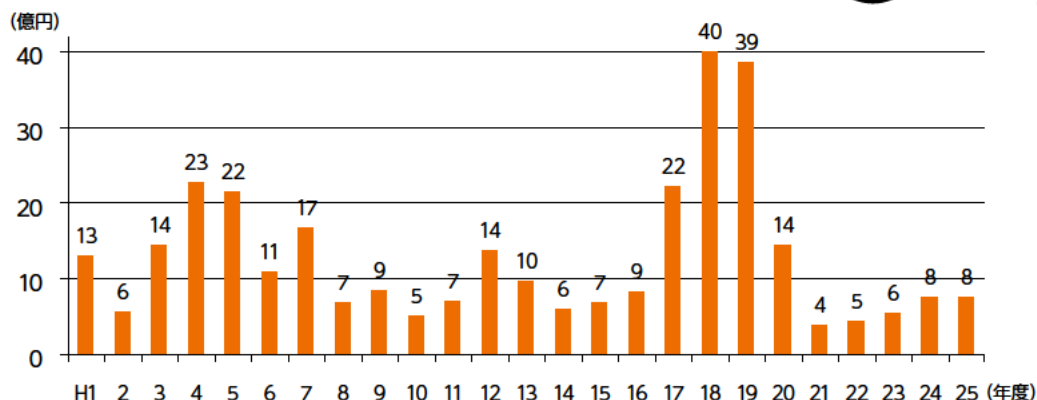
◇ 根拠法令 森林保険法（昭和 12 年法律第 25 号）
国立研究開発法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）

◇ 対象とする災害 火災
気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）
噴火災

台風、集中豪雨等
の方が一の災害に
備え、森林保険に
入りましょう。



◇ 保険金支払額の推移



森林保険に関するよくある質問についてお答えします。

Q 森林保険の目的の範囲は、森林保険法第 3 条において「人工的に生立させた樹木の集団」と定められていますが、具体的な範囲を教えてください。

A まず、「人工的に生立させた」とは、樹木の植栽、挿木又は播種により造成された森林のみでなく、天然更新によるものであっても保育のために人手が加えられたものを含む広義の人工林を指しています。

森林保険という保険の目的は、次の範囲です。

- 1 人工林（植栽、挿木、播種）によって生立したもの
- 2 天然によって生立したものうち、
 - (1) 樹種、林相及び材質改善のための保育を行ったもの
 - (2) 天然下種補整を行ったもの
 - (3) ぼう芽整理、除伐等の保育を加えたぼう芽林

また、保険契約を締結した後に保険契約の区域内に生立した天然下種による樹木は、保険の目的とみなさないと解釈をとっています。

次に、「樹木の集団」とは、一定の広がりの中に、共存する関係を保ちながら生育しているものを指しており、個々の樹木がおのおの単独に生育しているもの、例えば、庭木や街路樹のような樹木は森林保険の目的の対象となりません。

なお、保健保安林等を目的とする立木については森林保険の目的として取り扱っています。

Q 森林保険に加入していた 65 年生のスギが台風によって折損し、損害調査を行った結果、被害木の一部に経済的価値が残っているものはその部分が損害てん補の対象にならないと言われたのですが、なぜ損害を受けた立木すべてがてん補対象とならないのですか。

A 損害てん補の対象となる損害は火災、気象災、噴火災により生じた、(1) 立木が枯死、又は再生不能となる損害、(2) 立木の経済的価値が著しく減殺された損害のいずれかに該当するものに限られ、質問の場合は (2) に該当することになります。

また、被害木は、65 年生のスギということですから、壮齡林として立木評価基準の市場価逆算式が適用され、損害てん補額を算出することになります。

例えば、65 年生のスギが風害により折損や倒木の被害を受けたときに、被害木から製材品等が取れるなど材の一部に市場価値がある場合や倒木でも根返り等で材の品質に問題がない場合があります。これらを処分した場合の価額を見積もって、その額を差し引いたものを損害額としているため、損害を受けた立木すべてがてん補対象とならない場合があります。

常にお客様目線で。

ピンチは——チャンス!!

JForest

島根県森林組合連合会 業務課長補佐 伊達雅宏

“ご縁の国”島根県は、森林の占める面積割合が78%で全国第4位の森林率を誇ります。必ずしも有数の林業県であるとはいえませんが、森林保険は万一のリスクに対する“安心”を貨幣価値で購入するものとして加入推進活動に地道に取り組んでいます。

加入推進の取組事例の主なものを紹介すると次のとおりです。

- ①お客様の窓口である森林組合の推進体制のお手伝い役として毎年加入推進会議及び事務研修会を開催し、組合別の加入状況等のデータを基にした検討を実施。
- ②市町村有林の加入推進については、特に分収契約林の加入を促す為に集合研修ではなく個別対応を徹底し、予算措置を踏まえた見積のご提案を毎秋に実施。
- ③災害地における迅速な保険金支払い業務（事故受付⇒調査実施⇒調査報告）の遂行。
- ④特に雪害に遭い易いスギの25～40年生について保育施業に併せた加入を推進。

特に③については、森林所有者に森林保険の価値を理解していただけるのは損害が発生した際に保険金が迅速に支払われた段階である、との考えから、ピンチはチャンス!としてがんばっております。

自然災害の猛威は、全国的にこの10年間で激変傾向にあります。気候の極端化で、夏期の尋常でない降雨と高温化及び冬期の降雪により、今までとは違った大きな災害の発生が顕著に見受けられます。このため、森林保険の重要

性は今後一層高まるのではないのでしょうか。

最後に、森林保険の加入推進活動においては、森林所有者に保険の重要性をわかりやすく説明し、理解を深めていただくことが重要であり、「当たり前」の事を当たり前と思わず、常に真剣に取り組む姿勢と「自己都合で業務を遂行しない」ということをモットーに、常にお客様目線で考えることが加入推進への近道と思い描いています。



森林保険加入推進会議の様子

盛岡市森林組合のご紹介

岩手県は、年間の保険料収入が1億円を超えているほか、保険金支払件数も雪害を中心に近年は1千件を超える年があるなど、森林保険制度が森林所有者に広く利用されています。今回は、森林所有者との接点として保険業務の一翼を担われている盛岡市森林組合さんをお尋ねし、日頃の取組についてお話を伺いました。

(盛：盛岡市森林組合 セ：森林保険センター)

(セ) 保険事務の実施体制について教えてください。

(盛) 引受事務は女性職員1名が、てん補事務は男性職員1名が担当しています。

(セ) 保険事務は主にどのように進められていますか。また、保険に関する事務は、日常業務のどの程度を占めていますか。

(盛) 引受関係は、森林保険業務システムを用いて満期案内を遅延なくすることと新規申込みをシステムに登録することが中心で、日常業務の3割程度が保険関係です。てん補関係は、災害発生件数により異なりますが、件数が多いと日常業務の大半が保険関係という時期も発生します。

(セ) 災害が発生した場合は森林所有者から連絡が入るのですか。

(盛) 主に森林組合職員が巡回中に発見して森林所有者にお知らせします。被災地が1カ所あれば他にもある可能性が高いので注意して見回ります。事務所に戻って契約地であることが確認できれば、てん補事務を始めるという流れです。

(セ) 加入促進を進める上での課題はありますか。

(盛) 継続して加入される方が少ない状況にあります。木材価格が低くなり特に都市部では財産として経済的価値に重きをおいていない森林所有者が増えていると感じています。少ない掛け金で大きな補償が得られることを理解して頂くことが重要と考えています。

(セ) ありがとうございます。



盛岡市森林組合の概要

●役員数／23名 ●森林組合員数／576名
●保有森林面積／12,339ha

森林と気象災害

国立研究開発法人森林総合研究所
気象環境研究領域 後藤 義明

風害、凍害、雪害、干害、火災など、森林に生育する林木は様々な被害を受けます。森林の気象災害は、強風や多雪、あるいは極端な低温、乾燥などの気象現象によって起こり、日本全国どこでも何らかの被害を受ける可能性があります。

地域によって発生しやすい災害の種類や頻度が異なるのはもちろんですが、同じ地域であっても、林木の生育段階により被害を発生させる災害の種類は異なつたものになります。たとえば凍害は幼・若齢期に起きやすいのですが、風害は幼齢期に起こることはほとんどありません。雪害には樹冠に付着した積雪の重みのために林木が折れたり曲がったりする冠雪害や、大量の雪に埋もれた林木が積雪の沈降などにより押しつぶされる雪圧害などがありますが、冠雪害が幼齢期に起こることがまれであるのに対し、雪圧害は幼齢期によく発生します。樹種や林分の状態（密度や間伐等の施業の頻度など）によっても被害の形態や規模は変化します。

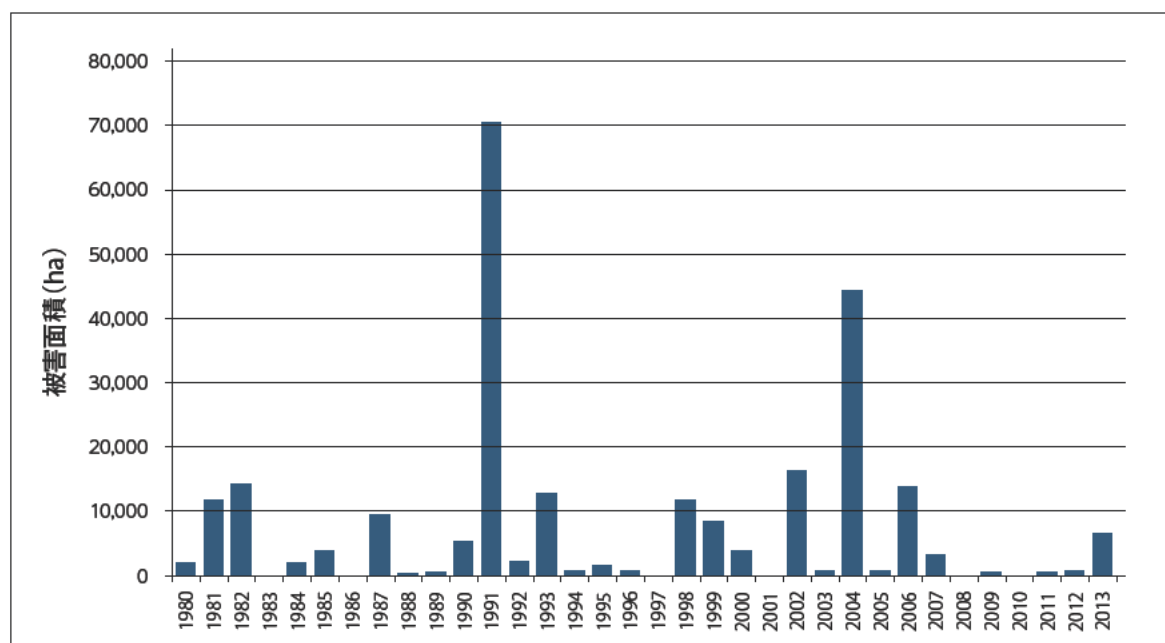
一方、被害を生じさせる気象現象も、発生頻度が高いものから低いものまでいろいろです。森林に気象災害が発生する頻度は、雪の多い地方における雪圧害など毎年のように発生するものから、風害や冠雪害のように数百年ないし数十年に一度発生するものや、なかには数百年に一度の確率で発生するものまであります。林木が冠雪害を受けやすい生育段階にあっても、冠雪害を発生させるような豪雪に襲われることがなければ、被害を受けなくて済むことになります。森林の気象災害は、災害の種類

に応じた気象現象の出現と、林木がその被害を受けやすい時期とがたまたま一致したときに激甚化すると考えることができます。

現在、日本でもっとも被害面積や被害額が大きい気象災害は風害です。風害は台風や温帯低気圧、前線に伴う突風などの暴風によって森林が短時間に破壊される現象です。最近では竜巻の発生がよく話題になっていますが、平成24年5月に茨城県つくば市で発生した竜巻では森林にも被害が出ました。しかし大規模な風害は、いずれも台風によって引き起こされています。昭和29年の洞爺丸台風や昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第二室戸台風などは多くの死者・行方不明者をだした台風として知られており、日本の森林にも甚大な被害をもたらしました。近年では平成3年の台風19号や平成16年の台風18号などが森林に大きな被害を発生させています。台風の発生は地球規模の気象に関係しており、地球の温暖化に伴い、今後台風はより大型で強力なものになるといわれています。台風のような強大な力から森林を守ることは極めて難しいことですが、森林を適切に管理することで被害を最小限に食い止めることも可能です。気象災害に対する意識を常に持ち、対策を怠らないことが重要といえるでしょう。



▲平成3年の台風19号によるスギ林の被害(大分県玖珠町)



図：風害による森林被害面積の推移。1991（平成3）年や2004（平成16）年など強力な台風が日本に接近・上陸した年は被害面積が極めて大きくなる（森林国営保険事業統計書より）

災害事例

1

■集中豪雨による水害

平成24年7月、九州北部を中心とする集中豪雨により発生した災害。

梅雨前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、福岡、熊本、大分の各地で記録的な大雨となり、立木の流失、枝折れ等の被害が発生したもの。

【事例】 福岡県 個人所有林

樹種・損害時林齢：スギ・4年生

実損面積／契約面積：0.32ha/3.80ha

支払保険金：531,200円

(参考)ha当たりの保険料／年：5,976円

付保率：100%



災害事例

2

■日照りによる干害

平成25年7月から8月にかけて、雨量が少なく乾燥状態となり発生した災害。

西日本の降水量は平年のわずか5%。

和歌山県内では、連日のように猛暑日となり、少雨及び高温が一定期間継続する中で、枯死被害が発生したもの。

【事例】 和歌山県 個人所有林

樹種・損害時林齢：ヒノキ・1年生

実損面積／契約面積：1.75ha/6.04ha

支払保険金：1,767,500円

(参考)ha当たりの保険料／年：2,792円

付保率：100%



災害事例

3

■大雪による雪害

平成26年2月関東甲信及び東北地方での記録的な大雪により発生した災害。

仙台市では過去3番目の最深積雪35cmを記録するなど、広範囲にわたり根返り、幹折れ等の被害が発生したもの。

【事例】 宮城県 市町村有林

樹種・損害時林齢：スギ・42年生

実損面積／契約面積：2.94ha/9.79ha

支払保険金：8,790,600円

(参考)ha当たりの保険料／年：9,388円

付保率：100%



※写真は全てイメージです。



国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話:044-382-3500 (代表)

FAX:044-382-3514

<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>